5　前項に規定する場合において、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額が当該変更前の年金所得に係る仮特別徴収税額を超えるときは、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、当該超える部分の金額に相当する税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

6　当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合においては、市町村は、法第三百二十一条の七の八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することが適当であると市町村が認めるときは、この限りでない。

一　当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の二月十日までの間	当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間
二　当該年度の初日の属する年の二月十一日から四月十日までの間	当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間
三　当該年度の初日の属する年の四月十一日から六月十日までの間	当該年度の初日の属する年の八月一日から九月三十日までの間

7　市町村は、前項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）には、総務省令で定めるところにより、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額及び同項の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない旨を、直ちに、年金保険者に通知しなければならない。

8　年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しないこととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

9　当該年度の初日の属する年の二月十一日から九月三十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた特別徴収対象年金所得者に対する法第三百二十一条の七の八第二項の規定の適用については、同項中「」とあるのは、「から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とあるのは、「」とあるのは、「から当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された支払回数割仮特別徴収税額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には零とし、」とする。

10　法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、前項に規定する特別徴収対象年金所得者について準用する。この場合において、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）」とあるのは、「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十一条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。）を超えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

11　市町村は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

第一項に規定する場合	一　当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二　当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額
第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）	一　当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二　仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収しない旨 三　第六項の表第一号に係る場合を除き、第九項の規定の適用がある旨 四　前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨
第四項に規定する場合（第六項ただし書に規定する場合に限る。）	一　当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二　仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨 三　第九項の規定の適用がある旨 四　前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨
第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）	一　当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収税額 二　仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額は変更されない旨 三　第九項の規定の適用がある旨 四　前項において読み替えて準用する法第三百二十一条の七の十第二項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同項に規定する過納又は誤納に係る税額及び当該税額を還付又は充当する旨

第四十八条の十三第五項ただし書及び第二十七項中「あん分して」を「按分して」に改める。

第四十八条の十五第三項中「、第四十八条の十四の六第一項及び」を「及び第四十八条の十四の六第一項並びに」に改める。

第五十七条の二中「第七百三十四条第二項第三号」を「第七百三十四条第二項第二号」に改め、「及び第二章第一節（第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。）」及び「、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と」を削り、「あん分して」を「按分して」に改める。

附則第三条の二第一項中「第九条の八の五第一項」を「第九条の八の四第一項」に、「第九条の九の四第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第九条の九の七第一項（第五十七条の二において準用する場合を含む。）」を「第九条の九の三第一項」に改める。

附則第四条第十一項中「附則第三十三条の三第一項、」を「附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、」に改め、「、第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項」を、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十九項中「附則第三十三条の三第五項、」を「附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、」に、「、第三十五条の二第五項、第三十五条の二の二第五項」に改め、「山林所得金額又は」の下に「法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。